

令和4年8月25日招集

第8回 狹山市農業委員会総会議事録

狹山市農業委員会

令和4年第8回狹山市農業委員会総会

令和4年8月25日(木曜日) 開催場所 狹山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後3時

本日の出席農業委員 12名

1番	2番 落合房子	3番 小野田敏枝
4番 細田幸司	5番 仲川知範	6番 横田泰宏
7番 小口英吉	8番 岸進	9番
10番 平本洋章	11番 増田棟順	12番 吉田博幸
13番 渡邊隆夫	14番 増田茂	
(本日の欠席委員 2名)	1番 浅見誠次	9番 諸口秀敏

本日の出席推進委員 0名

(本日の欠席推進委員 8名)

甲 田善徳	清水芳則	小澤俊夫	室岡英紀
奥富文典	片岡弘幸	齋藤孝史	高橋弘樹

職務のため出席した事務局職員

局長 岩田光弘 主幹 吉澤裕二

事務局 定刻となりましたので、これより第8回狹山市農業委員会総会を開催いたします。
これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料3 農地法第3条、第4条、第5条の届出受理状況
- ・資料4 農地あっせん台帳

宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狹山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

なお、農地利用最適化推進委員につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、出席を求めないということで、農業委員の方のみを招集しております。

それでは、これより第8回狹山市農業委員会総会となりますが、浅見会長が本日欠席のため、『狹山市農業委員会会議規則』第10条の規定により、議長を落合会長職務代理者をお願いしまして進めて参ります。

最初に、落合職務代理からご挨拶を頂戴いたします。

職務代理 (職務代理の挨拶)

事務局 ありがとうございました。

それでは、議事の進行を宜しく願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第8回狹山市農業委員会総会を開催します。

なお、議席番号 1番 浅見会長、議席番号 9番 諸口委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。

始めに『狹山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号12番 吉田委員と13番 渡邊委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。

最初に第8回総会の概要を事務局から説明してください

事務局 農地法第3条の申請が柏原地区で2件、5条の申請が入曽地区で1件、堀兼地区で2件、奥富地区で2件、柏原地区で2件、水富地区で2件、併せて9件です。
農用地利用集積計画は、入間川地区で1件、入曽地区で2件となっております。

議長 それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を議題とします。
横田委員と仲川委員につきましては、議案に関係するため、農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与することができませんので、ご注意ください。
議案第1号「農地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 今回は、利用権の設定が3件、11筆、地目はすべて「畑」で20,850㎡です。
1件目
渡し人は沢にお住まいの方、受け人も同じく沢にお住まいの方です。
所在地は沢、地目は畑、面積は712㎡、権利の種類は3年間の賃貸借権設定で、受け人は認定農業者となっております。
2件目
渡し人は水野にお住まいの方、受け人は北入曽にお住まいの方です。
所在地は大字水野字逃水、外3筆 地目は畑、面積は3,339㎡、権利の種類は5年間の使用貸借権設定で、受け人は認定農業者となっております。
3件目
渡し人は2件目と同じく水野にお住まいの方、受け人も水野にお住まいの方です。
所在地は大字水野字逃水、外7筆 地目は畑、面積は16,799㎡、権利の種類は5年間の使用貸借権設定で、受け人は認定農業者となっております。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑が無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものといたします。
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
増田茂委員につきましては、議案に関係するため、農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与することができませんので、ご注意ください。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

増田棟順 委員 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市柏原字丸山、外1筆、地目は畑、合計面積は448㎡です。現在の利用状況は耕起中、許可後は露地野菜の作付けが計画されています。
譲受人は狭山市柏原に居住する農業者で、総耕作面積は11,510㎡、そのうち田が1,061㎡、畑が10,449㎡です。

根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願い
いたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。
整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

増田棟順 議長 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。
委員 申請地は狭山市柏原字丸山、外1筆、地目は畑、合計面積は432㎡です。現在の
利用状況は耕起中、許可後は露地野菜の作付けが計画されています。
譲受人は狭山市柏原に居住する農業者で、総耕作面積は11,510㎡、そのうち
田が1,061㎡、畑が10,449㎡です。
根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願い
いたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。
次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題としま
す。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字笹井字東八木、地目は畑、面積は603㎡です。
農地区分につきましては、
・10ha以上の集団性がある はい
・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
・インフラの整備が進んでいる はい
・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ
以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農
地となっています。事業計画者は東村山市で造園業を営む法人です。転用目的は資

材置場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂 議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。
委員 申請地は狭山市柏原字宮林、地目は畑、面積は407㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者はさいたま市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条、都市計画法第34条に該

当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂 議案番号3整理番号3について審査結果を報告します。
委員 申請地は狭山市柏原字元水久保、外2筆、地目は畑、合計面積は3,437㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市でゴルフ場事業を営む法人です。転用目的は貯留地敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)
質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

小野田 議案番号3整理番号4について審査結果を報告します。
委員 申請地は狭山市大字水野字本堀、地目は畑、面積は340㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は所沢市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号3整理番号5について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字上奥富字竹ノ花、地目は畑、面積は355㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号3整理番号6について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上奥富字竹ノ花、地目は畑、面積は300㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし

- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

渡邊委員 議案番号3整理番号7について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字青柳字新屋敷、地目は畑、面積は430㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書7の朗読)

理由書7により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号8番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員 議案番号3整理番号8について審査結果を報告します。

申請地は狭山市笹井一丁目、外1筆、地目は畑、合計面積は351㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書8の朗読)

理由書8により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条、都市計画法第34条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号9番について、担当委員の説明を求めます。

吉田委員 議案番号3整理番号9について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字堀兼字中流、外2筆、地目は畑、合計面積は1,133.31㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい

- ・ 500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・ インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・ 駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は千代田区で売電事業を営む法人です。転用目的は鉄塔建替工事に伴う搬入路及び切土置場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書9の朗読)

理由書9により、次の項目が読み取れます。

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の3の規定による届出は、1件2筆、地目「田」が1筆、面積3,382㎡、地目「畑」が1筆、面積1,460㎡、相続による届出で、あつせんの希望は、ございません。

農地法第4条の規定による届出は、3件4筆、地目「田」が2筆、面積2,03㎡、地目「畑」が2筆、面積1,035㎡、転用目的は、住宅敷地が1件、駐車場敷地が1件、ゴミ置き場敷地が1件です。

なお、整理番号3番、根岸二丁目と根岸二丁目、2,03㎡のゴミ置き場敷地につきましては、農地法第5条の規定による届出についての整理番号3番のゴミ置き場敷地を持分で所有する届出であります。

農地法第5条の規定による届出は、5件8筆で、地目「田」が3筆、面積2,122.03㎡、地目「畑」が5筆、面積1,217.25㎡、転用目的は、駐車

場敷地が1件、住宅敷地が3件、ゴミ置き場敷地が1件、道路敷地が1件です。
次に、通信事業計画書について、一時転用に係る届出が、1件1筆であります。

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
次に「農地あっせん台帳」について事務局から説明をお願いします。

事務局 【資料4「農地あっせん台帳」について説明】

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
その他について、委員から何かありますか。
無いようですので、これをもちまして、第8回狭山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。